平成２４年（フ）第２８４号
新潟市西蒲区曽根937番地
債務者　高橋イメルダこと　タカハシ　イメルダ　デ　カストロ
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８９号
新潟市中央区文京町20番14号、前住所さいたま市緑区東浦和６丁目29番地２　ソレイユ東101号
債務者　岡村　礼子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１７号
愛知県一宮市瀬部字諸谷12番地１
債務者　福田　昌人
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２５４８号
大阪市平野区喜連東１丁目３番９―207号
債務者　岸　　和代
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５７８号
大阪府池田市八王寺１丁目８番105―903号
債務者　長澤　幸司
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０３１号
大阪市中央区島之内２丁目５番29号　202
債務者　青山年秀こと青山桂子こと　廉　　尚熹
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１６７号
大阪府豊中市走井３丁目１番８号、前住所大阪府豊中市柴原町５丁目６番24―103号
債務者　松波　元子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１９６号
大阪市鶴見区鶴見５丁目９番５―210号、住民票上の住所大阪市鶴見区横堤４丁目23番11号
債務者　米田　政光
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２０３号
大阪市生野区中川２丁目２番10号　プレイス中川702
債務者　梶原可奈子（旧姓西倉）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２２０号
大阪府寝屋川市東神田町７番１―106号
債務者　桐野　千春（旧姓川岸）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２４３号
大阪市東淀川区小松２丁目４番31―402号、住民票上の住所大阪府岸和田市下池田町２丁目13番16号
債務者　西峯　静枝
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２５５号
大阪市住吉区杉本１丁目11番18号　ＳＯハイツⅢ202号
債務者　原田　圭子（旧姓沖田）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３０８号
大阪市此花区高見１丁目６番22―405号
債務者　大西　操子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３１１号
大阪市平野区加美東５丁目７番30号　コートダジュール205号
債務者　石塚　博人
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３１２号
大阪府東大阪市花園西町１丁目14番８号
債務者　仲野　修三
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６５８号
大阪府東大阪市長瀬町１丁目12番11―201号
債務者　坂本真寿美
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６６１号
大阪府吹田市山手町３丁目12番８号
債務者　竹内　義祐
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部